

## 最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

1 佐賀地方最低賃金審議会は、2021（令和3）年8月10日、佐賀県内における最低賃金を29円引上げて時間額821円とする答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局は、同年10月6日から時間額821円に改正することを決定した。

この引上げ額及び引上げ割合は、全国でも3番目に高いものであって、引上げ額については佐賀県内において過去最大のものである。そのような引上げを行ったことは佐賀県内の貧困問題解消に一定程度資するものと評価することができる。

2 しかしながら、時間額821円は、全国で2番目に安価な水準であり、全国加重平均額との差額は109円と大きい。現在の時間額で労働者が1か月173時間（法定労働時間週40時間とした場合の月労働時間）稼働しても、賃金額は月収14万2033円、年収170万4396円にしかならず、ワーキングプアのラインとされる年収約200万円に及ばない。

3 近時、さまざまな社会情勢の影響でガソリンや食料品、光熱費等の生活関連費用が高騰しており、佐賀県内においてもその影響が出ている。「労働者の生活の安定」も目的としている最低賃金制度の趣旨からすれば最低賃金を大きく引上げる必要がある。

4 一方で、最低賃金額の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、最低賃金額を引上げても円滑に事業を継続し、雇用の維持が図れるよう十分な支援策を講じることも必要である。

現在、業務改善助成金制度があるものの、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものではない。そのため、各種税負担や社会保険料の事業主負担部分の軽減等具体的な措置等のほか、中小企業とその取引先企業との間で適正な取引が確保されるための取引適正化支援等、長期的継続的に中小企業支援策を強

化する必要がある。

- 5 以上より、当会は、佐賀地方最低賃金審議会に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、本年度、さらなる最低賃金の引上げを答申することを求め、国に対し、中小企業支援策を強化することを求める。

2022年（令和4年）7月20日

佐賀県弁護士会

会長 井 寺 修 一